

# 行政視察報告書

- ★日時 平成27年11月17日(火)～18日(水)  
★視察項目 留守家庭児童会の民間委託化  
学童保育育成料の改定と応能負担制度の導入  
★視察市 大阪府泉佐野市  
東京都国立市  
★視察者 自然共生党 谷本誠一

## 1. 泉佐野市(11/17)＝留守家庭児童会の民間委託化

### (1) 説明員

- ①教育委員会教育部 地域連携担当理事 中下栄治  
②教育委員会教育部 学校教育課 学事係主査 田端洋平  
③議会事務局次長 池田秀明

### (2) 直営方式による過去の留守家庭児童会導入経緯

- ①昭和55年度＝末広小、佐野台小、北中小、第一小で開設  
幼稚園年長から小学2年生まで、おやつ代1,000円  
②平成元年度＝第一小のみ小学3年生まで  
③平成5年度＝小学1年生から3年生まで  
④平成7年度＝おやつ代→1,000円～2,000円  
⑤平成8年度＝長南小で開設  
⑥平成9年度＝第二小、長坂小、日根野小で開設  
⑦平成10年度＝日新小、中央小で開設→計10箇所になる。  
⑧平成13年度＝おやつ代2,000円  
⑨平成15年度＝指導員21名を非常勤嘱託職員として採用→土曜日開設  
小学1年生～4年生  
会費5,000円、おやつ代1,000円  
⑩平成16年度＝時間延長  
⑪平成17年度＝会費、減免見直し(要綱改正)  
小学1年生～3年生(長期のみ4年生まで)  
8月のみ7,500円、長期会費5,000円  
⑫平成18年度＝会費見直し(要綱改正)  
通常月6,000円、8月のみ7,500円、長期3,000円  
⑬平成19年度＝時間延長18時まで(延長料金制導入＝1,000円)  
⑭平成20年度＝延長料金算出方法変更(1日100円、月上限額1,000円)  
⑮平成22年度＝第三小、上之郷小で開設(大木小を除き合計12箇所)  
⑯平成24年度＝対象児童見直し(要項改正)→4年生の内、手帳所持児は通年受入  
⑰平成26年度＝条例制定(設備及び運営基準)  
⑱平成27年度＝業務委託開始(株セリオ)  
子ども部から教育委員会教育部に所管替え  
定員の設定  
要綱全部改正(設備・運営基準)  
事業の届出等に関する要綱を制定

※認可外で民間業者も学童保育に参入

### (3) 委託業者(株)セリオ

- ①4者でのプロポーザル(総合評価方式)  
②大阪市でも学童保育実績がある。→選定時に評価  
※放課後子ども教室で学童保育を補完  
③4年生以上への対象児童拡大要望もあったが、セリオは夏休み等を4年生までに拡大する提案

### (4) 直営の内容(正規職員と嘱託職員の採用割合等)

- ①市内13校中、12校で留守家庭児童会を小学校内に開設  
※光熱費は教育委員会負担  
②計25名の嘱託職員(非常勤職員)を配置  
各児童会に嘱託2名を配置  
事務局(市担当課)に1名を配置  
③嘱託は教員免許や保育士資格、児童厚生員1級のいずれかの有資格者

- ④パート・アルバイト（非常勤職員）は、登録児童数に応じて配置→50～60名  
※教員免許等無資格者が多い→人材不足
- ⑤職種割合／嘱託：パート＝3：7
- ⑥嘱託は人事課で、パート・アルバイトは現課で採用し、人事管理
- ⑦嘱託は労働組合を組織し、団体交渉を経て賃上げを毎年行って来た。  
※大阪府各自治体はその傾向
- ⑧同市は昨年度まで再建準用団体  
部長＝－14％、課長＝－13％、課長代理＝－12％、係長以下＝－8％  
嘱託＝－3％（職員と同じ賃上げ率）

(5) 民間業務委託化を目指した理由と経緯

- ①平成25年度＝業務の民間委託化に向けて、市全体業務について検討開始  
民間でできる業務は全て民間に委ね、公務員でなければできない業務のみを職員が行うという市長方針
- ②多様化する民間ニーズに効果的、効率的に対応
- ③民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上
- ④経費の縮減をも図る。
- ⑤退職者不補充政策を継続  
平成27年度＝10年ぶりに新規採用＋40代中途採用1名
- ⑥現在の400名職員を100名に減員するのが目標
- ⑦既に民間委託化→窓口業務（市民課）  
税務（一部）
- ⑧今後の民間委託化→国保年金部署
- ⑨平成28年度→公民館、図書館を指定管理する方針

(6) 指定管理にしなかった理由と業務委託との違い

- ①12施設中、6施設がプレハブ等の独立施設、6施設が余裕教室の活用
- ②小学校校舎という公の施設を、児童会の余裕教室のみ切り離して指定管理制度を導入することは、管理運営上困難と判断
- ③余裕教室活用の3児童会は教室の2階にあり、分離が困難
- ④リスク分担＝軽微な修繕は事業者、空調設備や付帯設備は市が行う。
- ⑤保護者と事業者の民民契約＝利用料金制を採用  
※市職員の管理事務の減少効果  
※サービスの拡充が見込まれる。
- ⑥指定管理の場合は自主事業を実施するが、業務委託は市の移行事業が反映される。  
※学習支援プログラムの導入→民間委託化への保護者への説得材料

(7) 対象児童を今年度から4年生以上に拡大しなかったことへの考え方

- ①平成29年度に向け校区編成を予定（30年間見直さず）  
※新興住宅地は児童数増、逆に旧市街地は児童数減
- ②関西空港誘致により空港連絡道路が市街地を分断、新たに市街地を編成、交通量増え、通学路が危険になる。
- ③学校内でスペースが確保できるか、人員体制や予算確保ができるか等の課題があり、進捗状況をみながら、検討することにしてはいる。  
※プレハブ建て増し→財政的余裕なし
- ④当面、現行の3年生までとしている（長期休業期間のみ4年生まで）。
- ⑤保護者へのアンケート未実施
- ⑥小中学生への犯罪が増えている。→安心できる居場所づくり必要との認識
- ⑦校区見直しに伴い、6年生への対象に向け、順次対象を拡大して行きたい。

(8) 放課後子ども教室「大阪元気教室」

- ①13校中1校で学童保育が実施されていない＝小規模特認校「大木小学校」  
※山間部に位置、自然環境を活かした特色ある教育  
※市内の通学区域外（市域が狭いため30分圏内）からも児童を募集  
※児童数42名中、地域内児童は5～6人  
※まちづくり協議会から学童保育の要望あり→検討中  
※1～4年生、8名程度が学童保育入所意思を示す。  
※1～2年生は複式学級
- ②大阪府の事業・放課後子ども教室「大阪元気広場」を大木小に展開し、学童保育と放課後子ども教室の両立てのモデル校にしたい（別々の余裕教室を使用）。  
※元気広場＝利用料無料、保険はケースバイケース  
※同小保護者には学童保育のみでよいとの意見もある。
- ③元気広場は昭和55年に事業を開始

- ④元気広場の開催日＝12校は土曜日のみ開催
- ⑤大木小→毎平日開催（4時間半）
- ⑥補助金の基準＝週1～2日開催
- ⑦嘱託（責任者）、パートとの2名体制＝80～90名
- ⑧夏休みは学生アルバイトの応援（アルバイト登録）

(9) 民間委託化による違いと効果  
(歳出への影響額、延長保育拡大、保護者負担の違い等)

- ①放課後児童対策事業  
平成26年度決算（公設公営）＝1億2,960万円  
会費として4,200万円が歳入  
実質的歳出＝8,760万円  
平成27年度予算（公設民営）＝1億1,990万円（委託料）  
1億1,500万円（実際の契約委託料）  
会費は委託業者に収受される。  
※光熱費→教育委員会負担  
※電話代→事業者負担
- ②民間委託により年間900万円程度の歳出削減  
【実質的歳出増】1億1,500万円－8,760万円＝2,740万円  
歳出増加分→サービスの向上、指導員の資質向上、学習支援プログラムへ転嫁
- ③会費（月額）の比較

区 分	月	公設公営	公設民営	増減額	
		～H26年度	H27年度～		
通常保育 (長期休業期間含む)	8月以外	6,000円	6,300円	+300円	
	8月	7,500円	8,200円	+700円	
長期休業期間のみ	春休み	3月	3,000円	3,000円	+ - 0
		4月	3,000円	3,000円	+ - 0
	夏休み	7月	3,000円	3,700円	+700円
		8月	7,500円	8,200円	+700円
	冬休み	12～1月	3,000円	3,000円	+ - 0

※会費減免制度  
被保護世帯及び当該年度市町村民税非課税世帯＝1/2減免  
(児童と同一世帯の構成員全員・同居所別世帯も含む)：会費の2分の1を免除  
同一世帯で複数以上の入会世帯＝2人目以降、会費の1,000円を減免

- ④会費設定は基本から見直す。  
※業者選定の仕様書で会費上限（運営費の1/2）を設定し、業者提案で決定  
【上限額】通常保育会費（8月以外）＝7,000円  
（8月）＝10,000円強
- ⑤会費（延長保育料を含む）と保険料はセリオとの契約→原則口座振替
- ⑥保育時間の比較

区 分	公設公営（～H26年度）		公設民営（H27年度～）	
	通常保育	延長保育1時間	通常保育	延長保育2時間
平日	授業後～17時	17時～18時	授業後～17時	17時～19時
土曜日	9時～17時	17時～18時	8時半～17時	17時～19時
長期休業期間				

※17時以降は延長保育料が必要  
※11月～1月＝17時半まで（保護者迎えを除く）  
※延長保育は保護者の迎えが必要（時間内厳守）

- ⑦延長保育料の比較

	公設公営	公設民営	
	～H26年度	H27年度～	
	1時間延長	1時間延長	2時間延長
	17時～18時	17時～18時	17時～19時
児童一人	100円	100円	200円
月10日以上利用 月限度額	1,000円	1,000円	2,000円

※減免制度なし  
※保育園で19時までの延長保育に合わせ、延長時間の拡大を行った。  
小1の壁の要因を削減する効果

※延長保育利用者数＝児童会により異なる。規模の大きい児童会では10名程度

- ⑧運営費に対する利用者負担率＝約30%

- ⑨休会日  
日曜日、祝日、振替休日、お盆期間（8月14日から16日）の土曜日、  
年末年始（12月29日～1月4日）
- ⑩おやつ、教材費  
通常保育・長期休業期間のみの保育とも＝月額1,000円（実費負担）  
減免制度なし
- ⑪スポーツ保険料＝年額800円（減免制度なし）
- ⑫保護者会からの要望や、子ども・子育て会議で調査した保護者ニーズを踏まえ、延長保育拡大や学習支援プログラムを導入

(10) 指導員の継続雇用

- ①仕様書に非常勤職員の本人希望なら継続雇用を条件に設定
- ②指導員の98%が受託会社へ臨時職員として移行
- ③会社内で、指導員の労組を結成
- ④ボーナス＝今夏は支給、今冬は現在交渉中
- ⑤教員免許のない指導員

(11) 学習支援プログラムの内容

- ①実施日＝原則週2回
- ②事業提案では1回45分だったが、現在は40分に縮減している。
- ③宿題タイム
- ④プログラム  
国語＝言葉のリレー、言葉クイズ、かるたで日本語  
算数＝サイコロを作ってみよう、身近なものを測ってみよう  
英語＝形ビンゴゲーム、英語のジャンケン
- ⑤評価＝保護者や児童に概ね好評
- ⑥課題＝導入当初は宿題タイムがなく、児童が帰宅してから宿題に取り組んでいた。  
保護者からの要望で、週1回は宿題タイムに変更した。

(12) 所管部署の変遷

- ①以前 ＝教育委員会生涯学習課
- ②その後 ＝子ども課
- ③27年度＝教育委員会学校教育課  
※学校との調整がし易くなった。  
※体育館や運動場を活用
- ④防火管理者（法的には同一敷地内に1名配置）  
26年度までは校長と放課後児童会責任者と2名配置していたが、  
27年度からは校長のみ→学校教育課に所管替えした効果

(13) 認定こども園

- ①公立保育所→3箇所廃止
- ②公立保育所→3園を認定こども園に（平成26年度1園、27年度2園）

(14) まとめ

- ①再建準用団体に指定されたことで、公務員削減や歳出削減の必要性から、アウトソーシングが進み、放課後児童会の民間委託化へ繋がった。
- ②民間委託により延長保育拡大や、学習支援プログラムなどサービス向上には繋がったが、利用料金制も含めると、トータルで市の実質的負担は増加した。
- ③利用料金制を採用して、軽微な修繕も受託業者に請け負わせ、業務委託ではあっても、指定管理者に極めて近いと思われる。
- ④嘱託やパートではボーナスがないが、民間会社の職員となるとボーナスもあり、結局は人件費が大きくなるのが分かった。
- ⑤民間委託化を機に、運営費に対する利用者負担率（30%）と会費増となり、より健全化した。プロポーザルの成果とも言える。
- ⑥直営時の嘱託職員は労働組合を結成し団体交渉を行うことで、公務員と同様の賃金改定率を勝ち取って来た。このことが、継続雇用で民間会社へ移行しても、労組結成や団体交渉の原動力となっている。
- ⑦対象児童を、当面小学3年生までに止めたのは、校区の大改定を控えているためで、その方向性を見ながら、近い将来6年生まで拡大する意向であった。

## 2. 国立市（11/18）＝学童保育育成料の改定と 応能負担制度の導入

### （1）説明員

- ①子ども家庭部児童青少年課 課長 田代和広
- ②子ども家庭部児童青少年課 課長補佐兼児童・青少年係長 清水周
- ③議会事務局 局長 内藤哲也
- ④議会事務局 次長 町田勝則
- ⑤市議会議長 石塚陽一
- ⑥中央児童館 館長（係長級） 佐々木→現地訪問
- ⑦中央学童保育所 所長 白土 →現地訪問
- ⑧東学童保育所 所長 加西（女性） →現地訪問

### （2）学童保育所の現状

- ①対象学年＝1～3年生
- ②8小学校中、学童保育所は7施設
- ③第2小、第8小＝隣接の児童館内に設置  
第5小、第6小＝児童館と併設  
残り3小学校＝学校内に併設か隣接設置（単館）  
※北学童保育所＝余裕教室と学校内プレハブの2教室
- ④国のガイドライン1.65㎡/人を目指していたが、小規模館は1.31㎡/人
- ⑤待機児童を出さないため、定員以上を受け入れている。
- ⑦平成27年度＝第1小学童保育所の定員50人を60人～70人に増やす。  
※同年度に向け87人が申し込み、現在92人が在籍  
※急遽学校の集会室を借りて対応→増設の方向
- ⑧特例入所（6年前から）＝越境入所（他市在住者）、DV等

### （3）学童保育所の運営形態（正規職員や臨時職員、嘱託職員の採用割合）

- ①学童保育所毎に正規職員1名を配置
- ②正規職員＝準備作業（開館前から）  
嘱託職員のローテーション作成  
経理事務  
地域支援活動（0～2才）＝カンガルー広場、ダンス  
母子遊戯  
育児相談（週に1度）→嘱託職員も対応
- ③嘱託員を児童20名につき1名配置
- ④各学童保育所→平日嘱託員3～4名、土曜日嘱託員1名
- ⑤臨時職員（パート）＝日々雇用→13名登録  
※個々で勤務可能日が異なり、学童毎に登録人数も異なるが、支援する児童に配置  
→日々勤務する人数は2～3名  
※障害児加配や土曜日（児童少ない）対応
- ⑥嘱託員の報酬加算（通勤手当分）  
※国立市嘱託員の設置に関する条例  
「嘱託員が通勤のために交通機関を利用し、又は自転車その他の交通の用具を使用するときは、当該通勤に要する費用として、一般職の職員に対して支給する通勤手当の例により計算した額を前項に規定する報酬に加え支給することができる。」  
※呉市は職員給与条例で任命権者に委任され、要綱で報酬加算が定められている。  
但し、職員の通勤手当より簡易で少額
- ⑦嘱託員の賃金改定  
※嘱託員の労働組合はない  
「東京公務公共一般労働組合」という組織を職員組合としては紹介  
その組織が市と団体交渉を行っている実績はある。

### （4）育成料値上げの考え方や経緯

- ①学童保育所設立当初の育成料＝無料
- ②既存の育成料（平成22年度まで）  
＝3,000円（生活保護、非課税世帯を除く）  
※認可保育施設と比較して安価
- ③需要増に伴い施設整備の必要に迫られ、学童連絡協議会や保護者と話し合う。
- ④同年度＝負担の公平の観点から育成料（過去19年間据え置き）見直しを保護者に提案

- 改正内容の説明、協議、意見交換を1年近く行う。  
 ⑤学童保育所条例を改正し、平成24年7月から新制度に移行

(5) 応能負担導入や区分設定の制度設計の考え方

- ①育成料値上げ合わせて、応能負担制度を検討
- ②近隣2市（国分寺市、小金井市）を参考に算定  
 ※市町村民税の課税標準等により学童育成料を決定していたため  
 ※国分寺市と同一区分に
- ③当年度の市民税の課税標準額に応じて5段階に設定  
 0円、2,500円、3,500円、5,000円、6,500円
- ④低所得者に配慮した料金体系、非課税世帯を無料にした。
- ⑤2人目児童の育成料を減額、3人目以降は無料
- ⑥新育成料は平成24年度途中から移行実施
- ⑦間食費は各学童保育所の保護者会で決められた額（2,000円程度）
- ⑧別途行事費等が必要な場合がある。
- ⑨対象児童＝1～3年生まで  
 ※保護者が勤務などにより日中5時間以上（保育時間帯含む）、且つ月に14日以上児童の保育に当たれない状態にあること。  
 勤務終了時間＝14：30以降
- ⑩保育時間／平日＝下校時～18時  
 土曜日＝8時半～17時  
 長期休暇＝8時半～18時

(6) 延長保育導入の考え方

- ①保護者から延長保育の要望があった。
- ②平成22年度＝延長保育の初施行  
 アンケート実施
- ③延長保育を実施している他市の利用状況を参考に延長保育料の設定と延長保育時間の設定を行った。
- ④長期休暇＝8時～8時半（延長時間）  
 平日＝17時～18時（延長時間）  
 長期休暇＝17時～18時（延長時間）  
 土曜日＝延長なし→延長保育適用の要望は高い
- ⑤迎えが条件
- ⑥延長保育利用者数と割合

	児童数	朝延長		夕延長		備考
		児童数	利用率	児童数	利用率	
平成27年8月	572	187	33%	80	14%	夏休み
平成27年9月	562	—	—	99	18%	平日

- ⑦タイムカードを利用  
 ※8時半からの通常保育で児童が8時25分に来園＝延長料金賦課→議会から反発

(7) 対象児童を今年度から4年生以上に拡大しなかったことへの考え方

- ①現状の1～3年生の入所者数が既に定員を大きく超えており、施設拡充の検討なくしてはキャパが不足するため、見送った。
- ②4年生以上の学童保育が本当に必要なのか見極める必要もある。
- ③都内26市＝4年生は一定程度需要があるが、5～6年生は需要が殆どない。
- ④国の放課後子ども総合プランは余裕教室の活用を謳っている。
- ⑤市においても審議会を起ち上げ、子どもプランを立案中
- ⑥放課後キッドと一体的利用についても検討（余裕教室の活用を学校と交渉中）
- ⑦小学校によっては、5～6年生を対象にA S S（アフタースクールサポート）を独自に実施している。  
 ※希望者に対して学習習慣を身に付けさせる。  
 ※大学生アルバイトを登用
- ⑧児童館を発展させて放課後子ども教室を実施することも視野
- ⑨平成26年度、学童保育所条例改正の際、付帯決議  
 ※4～6年生に対象児童を拡大、1.65㎡/人の仮題を5年以内に速やかに解決

(8) 平成24年度改定後の育成料体系

① 応能負担制度による育成料（月額）

区 分	育成料（月額）		
	1人目の児童	2人目の児童	3人目の児童
前年度の市民税課税標準額			
500万円～	6,500円	3,000円	0円
300万円～500万円	5,000円	2,500円	0円
200万円～300万円	3,500円	1,500円	0円
～200万円	2,500円	1,000円	0円
非課税	0円	0円	0円

※2日目は半額程度に設定

※応能制度採用で保育園の考え方に近づけた。

② 延長育成料（1人当たり）

区 分	平日	夏季休業期間		冬季休業期間		春季休業期間	
		7月	8月	12月	1月	3月	4月
8時～8時半	—	2,000円	0円	500円	500円	500円	500円
18時～19時		2,500円/月					

③ 一時利用育成料（1人当たり）

区 分	育成料
8時～8時半	300円/日
18時～19時	300円/日

(9) 育成料改定後の市歳出への効果額（保護者負担率の動向）

① 平成26年度決算額を参考に推定比較

	育成料一律3,000円	応能負担制度導入	効果額
学童保育に係る経費	1億6,160万円	1億6,160万円	—
育成料収入	1,690万円(推定)	2,420万円	730万円
実質的歳出	1億4,470万円	1億3,740万円	△730万円
利用者負担率	10.5%	15.0%	4.5%

② 決算額における実際の比較（平成23年度と平成25年度）

	平成23年度決算		平成25年度決算	
	育成料一律3,000円	応能負担制度導入	増加額	
学童保育に係る経費	1億2,950万円	1億3,780万円	830万円	
育成料収入	1,620万円	2,330万円	710万円	
実質的歳出	1億1,330万円	1億1,450万円	120万円	
利用者負担率	12.5%	16.9%	4.4%	

※24年度は新制度適用が9ヶ月だったため比較対象から外した。

※育成料収入＝通常育成料＋延長育成料

＝2,200万円＋130万円＝2,330万円

③ 増収分の使途

学童施設の建て替えや改修、保育環境の改善

学童保育サービスの充実・拡充、質の向上

(10) まとめ

- ① 東京都は総じて利用者負担率が低く、国立市も12%程度だった。
- ② 利用者負担率が低い要因の一つに、呉市と違って各施設の責任者に正規職員1名を当てていることが挙げられる。
- ③ 子育て新制度では学童保育対象が小学6年生まで拡大されるため、1人当たり面積を満たしていないこともあって、施設増築が迫られていた。
- ④ そのため当面学年対象拡大を見送り、施設増を見据えて、利用者負担増を検討した。
- ⑤ 利用者負担増を保護者に理解して頂くため、要望の多かった延長保育を導入し、且つ保育所の保育料に近づけるため、応能負担制度導入に至った。
- ⑥ その際併せて、2子、3子減免制度や1日利用制度を新たに導入した。
- ⑦ 6年生まで対象を拡大するか、放課後子ども教室を活用するか、はっきりとした方向性は模索中である。